

文書番号

9-1-2

VER. 12

順守評価要領

順守評価要領				
改訂履歴	施行年月日	内容	施行年月日	内容
	平成 17 年 10 月 1 日	制定	平成 23 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 18 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 24 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 19 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 25 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 20 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 26 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 21 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 27 年 4 月 1 日	一部改訂
	平成 22 年 4 月 1 日	一部改訂	平成 28 年 4 月 1 日	一部改訂
	規程内容	第 1 条 趣旨 第 2 条 評価対象 第 3 条 評価時期 第 4 条 評価する事項 第 5 条 評価の方法 付 則		

順守評価要領

(趣旨)

第1条 本区における環境マネジメントシステムの法的要求事項の順守状況の評価
するため、必要な手順を定める。

(評価対象)

第2条 法的要求事項の順守評価の対象は、環境マネジメントマニュアル9.1.1の
表9-1-1-2における次の項目とする。

(1) 法的要求事項の自主管理

- ①「廃棄物処理法」
- ②「消防法」
- ③「下水道法」
- ④「大気汚染防止法」
- ⑤「騒音規制法」
- ⑥「フロン排出抑制法」
- ⑦「東京都環境確保条例」(工場・指定作業場)
- ⑧「板橋区廃棄物条例」

(2) 化学物質の管理徹底

- ①「毒劇法」
- ②「消防法」
- ③「労働安全衛生法」

(3) 特別管理産業廃棄物等の管理徹底

- ①「廃棄物処理法」

(4) PCB廃棄物の管理徹底

- ①「廃棄物処理法」
- ②「PCB 特措法」

(評価時期)

第3条 法的要求事項の評価の対象になる実行部門長は、日常の監視・測定とは
別に年度末に法的要求事項の順守を評価し、環境管理責任者に報告する。

順守評価要領

(評価する事項)

第4条 法的要求事項の評価項目は、次の項目であり、施設名・法的要求事項等は別表による。

- (1) 法律・条例等の名称
- (2) 対象施設、特定施設等の名称
- (3) 設置・変更等の届出、管理者等の選任状況
- (4) 規制基準、自主基準との適合状況
- (5) 監視・測定等の頻度
- (6) 廃棄物の管理状況
- (7) 危険物、毒劇物等の管理状況
- (8) 特定フロン等使用機器の管理状況
- (9) その他の法律・条例等の規制項目

(評価の方法)

第5条 法的要求事項の順守評価は、環境管理事務局が定める方法により行う。

付 則 この要領は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。